

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の全国展開について

出入国在留管理庁

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例（6月）
（国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

当該地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

創業人材の事業所確保に係る特例（最長1年）
（国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更、在留期間の更新のガイドライン）

上記特例（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、地方公共団体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

(現行制度)外国人起業家向けの特例制度比較

		在留期間及び要件				
		～6か月	6か月～1年	1年～1年6か月	1年6か月～2年	2年～
	「経営・管理」 (通常)	【在留資格:経営・管理】 ・上陸基準省令上の要件を満たす必要がある 要件①:事業所の規模(2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等) 要件②:事業所の確保(コワーキングスペース等は含まれない) 等				
1	外国人創業活動促進事業 (特区事業)	【在留資格:経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 6か月猶予	【在留資格:経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、 最長1年猶予			
2	外国人起業活動促進事業 (経産省事業)	【在留資格:特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、 最長1年猶予				
2 + 1	起業準備活動期間の延長 (令和4年12月措置)	【在留資格:特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、 最長1年猶予		【在留資格:経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 6か月猶予	【在留資格:経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、 6か月猶予	
	本邦大学卒業後 起業活動 (法務省事業)	【在留資格:特定活動(大卒後起業活動)】 要件①・②を満たすことを、 最長2年猶予 ※卒業後に1又は2を利用して起業活動を行っていた者は、当該事業に基づく在留期間と合計して最長2年				

創業活動促進事業・コワーキングスペースの特例の全国展開案

		在留期間及び要件				
		～6か月	6か月～1年	1年～1年6か月	1年6か月～2年	2年～
	「経営・管理」 (通常)	【在留資格:経営・管理】 ・上陸基準省令上の要件を満たす必要がある 要件①:事業所の規模(2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等) 要件②:事業所の確保(コワーキングスペース等は含まれない) 等				
1	外国人創業活動促進事業 (特区事業)	【在留資格:経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 6か月猶予	【在留資格:経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、 最長1年猶予			
2	外国人起業活動促進事業 (経産省事業)	【在留資格:特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、 最長1年猶予				
2 +	起業準備活動期間の延長 (令和4年12月措置)	【在留資格:特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、 最長1年猶予		【在留資格:経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 6か月猶予	【在留資格:経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、 6か月猶予	
全国 展開 後	外国人起業活動促進事業 に一本化	【在留資格:(P)】 要件①・②を満たすことを、 最長2年猶予				
	本邦大学卒業後 起業活動 (法務省事業)	【在留資格:特定活動(大卒後起業活動)】 要件①・②を満たすことを、 最長2年猶予 ※卒業後に1又は2を利用して起業活動を行っていた者は、当該事業に基づく在留期間と合計して最長2年				